

租税特別措置法施行令及び物資の流通の効率化に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第1 租税特別措置法施行令の一部改正

第四十三条の四において所要の改正を行う。

第2 物資の流通の効率化に関する法律施行令の一部改正

第十二条第二項ただし書において所要の改正を行う。

第3 附則

この政令は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和八年十月十六日）から施行する。